

[illegible]

附註：
一、本編創表各職務之職等，應適用「丁、地方機關職務列表之九」之規定；核職務列表修正時亦同。
二、松山區、大安區、萬里區、其中一人係由本職稱之尾數二人與技士一人合併計給。
三、大同區、任課員，其中一人係由本職稱之尾數二人與技士二人合併計給。
四、南港區、任課員，其中一人係由本職稱之尾數二人與技士二人合併計給。
五、板橋區、任課員，其中一人係由本職稱之尾數二人與技士二人合併計給。
六、內政部單位設置課四室之區公所，其區長之官等列入「薦任至簡任」，未達上項標準者，其區長之官等列入「薦任」。

總 計	里 幹 事	小 計	秘 書 長 副 書 長 委員 會	室 風 政		室 事 人		室 計 會		各 記	辦 事 員
				助 理 員	主 任	助 理 員	主 任	佐 理 員	會 計 主 任		
	委任		委任 至 薦任	委任	薦任	委任	薦任	委任	薦任	委任	委任
(1) 124	33	(1) 91	1	1	1	2	1	2	1	7	20
(1) 136	41	(1) 95	1	1	1	2	1	2	1	9	21
(1) 168	54	(1) 114	1	1	1	3	1	3	1	12	26
(1) 135	40	(1) 95	1	1	1	2	1	2	1	8	21
(1) 112	31	(1) 81	1	1	1	2	1	2	1	7	18
(1) 99	26	(1) 73	1		1	2	1	2	1	6	16
(1) 127	36	(1) 91	1	1	1	2	1	2	1	7	20
(1) 129	37	(1) 92	1	1	1	2	1	2	1	7	19
(1) 84	18	(1) 66	1		1	2	1	2	1	5	13
(1) 117	29	(1) 88	1	1	1	2	1	2	1	7	18
(1) 158	50	(1) 108	1	1	1	3	1	3	1	10	25
(1) 137	40	(1) 97	1	1	1	2	1	2	1	9	21
(12) 1526	435	(12) 1091	12	10	12	26	12	26	12	94	238
					本職稱之職等，在「丁地方機關職務列等表之九」未規定前，暫以薦任第六職等至薦任第八職等辦理。						